

(2 1)

組合広報紙の特集号

目次

広報	印西地区	かんきょうせいび	No. 17	21-1
広報	印西地区	かんきょうせいび	No. 19	21-3



印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地選定方法に関する意見募集についてのお知らせ(パブリックコメント)

～ **たくさんのご意見をお寄せください** ～

印西市・白井市・栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、「ごみ焼却施設」である印西クリーンセンターを昭和61年から稼働開始し、今年で28年目を迎えました。

これまで、事故や公害などの問題が生じることもなく、安定・安全な操業を続けてきましたが、施設の老朽化に伴い、次期中間処理施設(新たなごみ焼却施設及びリサイクルセンター)の整備事業を進めています。

次期中間処理施設の候補地選定については、平成25年2月に設置され、同年4月から会議を開催している印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会(以下「用地検討委員会」という。)が、調査審議を進めています。用地検討委員会は、公募等により選任された住民(11名)と学識経験者(4名)の計15名で構成され、これまで8回の公開会議を開催し、活発な意見交換を重ねてきたところですが、この度、次期中間処理施設の候補地選定方法に関する意見募集(パブリックコメント)を行うことといたしました。



1 意見募集(パブリックコメント)する者

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 委員長 寺嶋 均

2 対象とする事案及び意見募集の目的

次期中間処理施設の候補地選定方法に関する「候補地の募集要項」、「候補地の比較評価項目・基準・配点」及び「補足資料」の各案に対し、広く意見募集を行うことで、より一層の情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みを推進します。

なお、上記各案は本意見募集の後、平成25年12月22日(日)に開催を予定している用地検討委員会の第9回会議で最終決定し、その後、印西地区環境整備事業組合管理者へ答申する予定です。

3 対象とする事案の関係資料及び意見書所定様式の入手方法

- (1) 印西地区環境整備事業組合のホームページ(<http://www.inkan-jk.or.jp>)
- (2) 用地検討委員会事務局(印西クリーンセンター技術班内)の窓口
- (3) 印西市環境経済部クリーン推進課の窓口
- (4) 白井市環境建設部環境課の窓口
- (5) 栄町環境課の窓口

意見書様式は、関係市町(印西市・白井市・栄町)の一部の出先機関でも入手できます。詳しくは末尾までお問い合わせください。

4 意見の提出先

〒270-1352 印西市大塚一丁目1番地1
印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター
用地検討委員会事務局(技術班内) 宛て

5 意見の提出方法

- (1) 用地検討委員会事務局窓口への持参 前項の住所(平日の9時～17時)
- (2) 郵便等による送付 前項の住所
- (3) ファクシミリによる送付 ファクシミリ番号 0476(47)1765
- (4) 電子メールによる送付 電子メールアドレス youchi@inkan-jk.or.jp

6 意見の提出期間

平成25年11月19日(火)から平成25年12月13日(金)必着

7 意見を提出することができる方

- (1) 印西地区環境整備事業組合の関係市町内(印西市・白井市・栄町)に住所のある方
- (2) 関係市町内に勤務先のある方
- (3) 関係市町内に通学先のある方
- (4) その他、対象とする事案に利害関係のある方(法人を含む)

8 注意事項

- (1) ご意見は日本語でご提出ください。
- (2) ご意見を正確に把握する必要があることから、電話によるご意見の受け付けはいたしません。
- (3) ご提出いただいたご意見は、用地検討委員会の考え方を整理したうえで、後日公表させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) ご提出いただいたご意見に付記された住所・氏名等の個人情報は、用地検討委員会の事務局が印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例(平成17年10月12日条例第5号)に基づき適切に取り扱います。
- (5) ご提出いただいたご意見の内容に不明な点がある場合は、用地検討委員会の事務局から電話連絡等を行うことがあります。
- (6) ご提出いただいたご意見が、次の各号のいずれかに該当すると用地検討委員会が判断した場合は、無効とさせていただきます。
不当な圧力
個人や特定の団体に対する誹謗中傷
個人や特定の団体に対する財産、プライバシー及び著作権の侵害
営利目的
- (7) ご提出いただいたご意見に住所又は氏名が付記されていない場合は、無効とさせていただきます。

候補地選定方法に関する意見募集期間中に、住民説明会も開催します

- 1. 主催 用地検討委員会
- 2. 日時 平成25年12月8日(日)14時から
- 3. 場所 印西地区環境整備事業組合 3階 大会議室
- 4. 内容 「候補地の募集要項」、「候補地の比較評価項目・基準・配点」及び「補足資料」の各案の説明会
- 5. その他 どなたでも参加できます。
駐車台数に限りがあるので、公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

意見募集(パブリックコメント)・説明会の問い合わせ先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1
印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター
用地検討委員会事務局(技術班内) 平日9時～17時
電話: 0476-46-2734
FAX: 0476-47-1765
E-mail: youchi@inkan-jk.or.jp
ホームページ <http://www.inkan-jk.or.jp>

裏面に、対象とする事案の一部抜粋を掲載しています。

対象とする事案の一部抜粋 (全文は表面記事の第3項の場所で入手できます)

1 候補地の募集要項(案)

(1) 応募条件

土地所有者(個人及び法人等)または、町内会・自治会等の会長が応募できます。

土地所有者が応募する場合、土地が属する町内会・自治会等の同意は必要ありません。なお、土地所有者が複数の場合は、全員の連名により応募してください。

町内会・自治会等の会長が応募する場合、土地所有者全員の同意が得られていることが条件となります。なお、土地が複数の町内会・自治会等にまたがる場合、該当する全ての町内会・自治会等の会長の連名により応募してください。

(2) 用地条件

印西市・白井市・栄町の区域内の土地で、以下の条件に適合していることとします。

2.5ha(25,000㎡)程度の土地が確保できること。ただし、防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性があります。また、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は、除外されます。

洪水浸水地域(市町の洪水ハザードマップにおいて注意喚起がされている地域)に指定されている土地ではないこと。

(土地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外されます)

県立印旛手賀自然公園に指定されている土地ではないこと。

(土地の一部が県立印旛手賀自然公園であっても、除外されます)

活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、アクセス道路(幅員7mを想定)の確保が困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地ではないこと。

現在、印西市・白井市・栄町の区域内で活断層は確認されていません。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地ではないこと。

(3) 募集期間

平成26年1月6日~平成26年3月31日

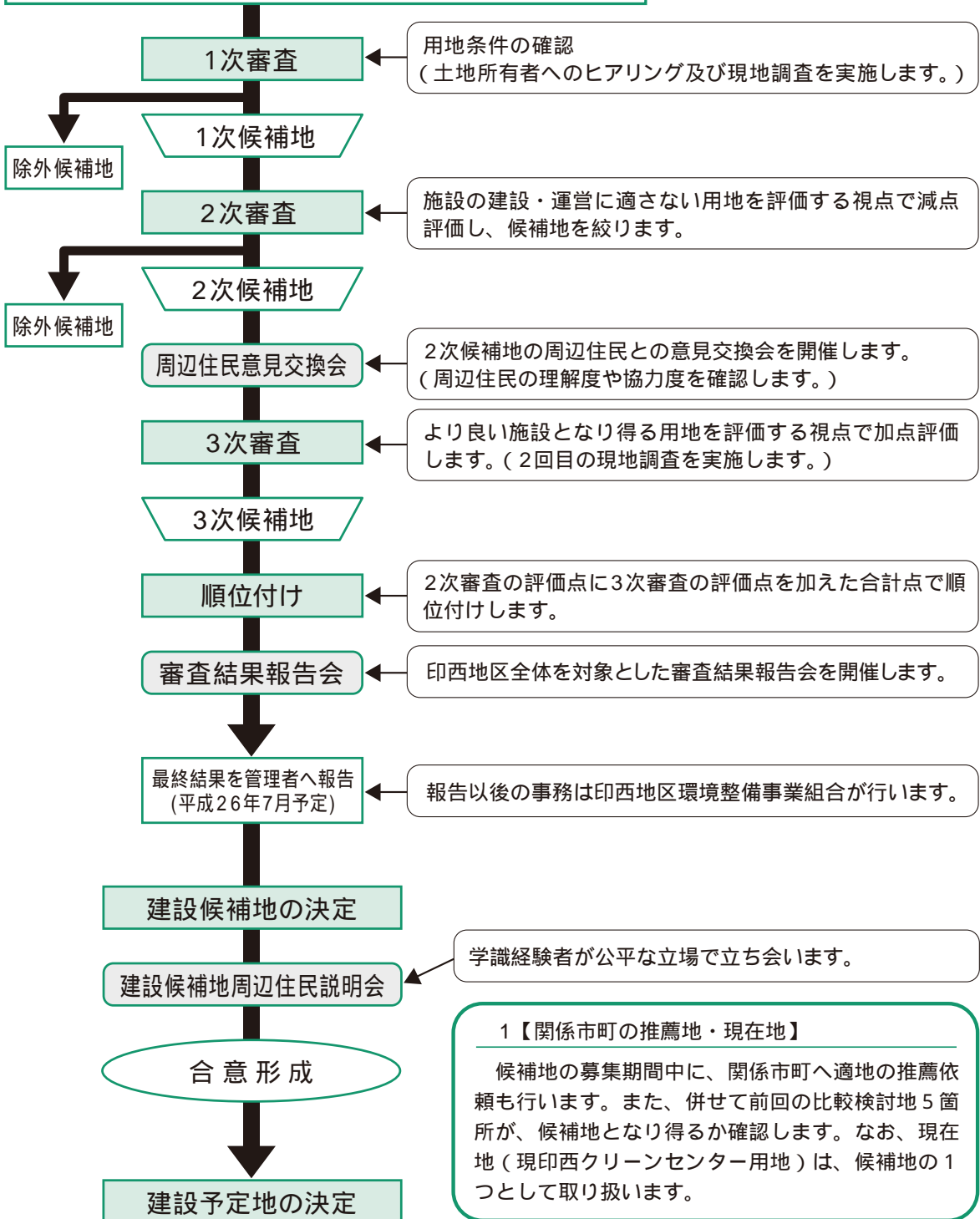


現印西クリーンセンター(平成25年10月撮影)

2 建設予定地決定までの流れ(案)

「応募のあった土地」に「関係市町の推薦地」と「現在地」を加えた全ての候補地を用地検討委員会の会議(原則として公開会議)で3段階審査し、比較評価・選定します。なお、候補地の場所は1次審査の段階で公表し、以後、各段階で審査結果を公表します。

【応募のあった土地】及び【関係市町の推薦地・現在地】¹



3 評価・選定基準の概要(案)

評価・選定に用いる基準の概要は以下のとおりです。

1次審査	用地条件の確認
	募集要項(2)で規定する用地条件を確認します。用地条件の全てを満たしている候補地は2次審査に進みます。用地条件のうち 及び は、2次審査以降に判明した場合でも除外します。
2次審査	100点から減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)
	生活環境の保全 0~ - 35点 自然環境等の保全 0~ - 25点 法規制 0~ - 25点 地盤の安定性 0~ - 15点 3次審査に進む候補地は検討委員会の会議で決めます。
3次審査	100点までの加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)
	周辺住民の理解度・協力度 0~ 40点 経済性 0~ 30点 地域社会貢献 0~ 30点
順位付け	2次審査の評価点に3次審査の評価点を加えた合計点で順位付けします。



印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地を募集します

土地所有者の皆さま
印西市・白井市・栄町住民の皆さま

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会 委員長 寺嶋 均

印西市・白井市・栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、「ごみ処理施設」である印西クリーンセンターを昭和61年から稼働開始し、今年で28年目を迎えました。これまで、事故や公害などの問題が生じることもなく、安定・安全な操業を継続してきましたが、施設の老朽化に伴い、次期中間処理施設（新たなごみ焼却施設及びリサイクルセンター）の整備事業を進めています。

次期中間処理施設を整備する候補地の選定にあたりましては、住民の皆さまのご意見を反映させ、積極的な情報公開を行うなど、透明性と公平性が強く求められていることから、公募等により選任された住民(11名)と学識経験者(4名)の計15名で構成される「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が設置されました。検討委員会での協議内容等は、逐次情報を公開するとともに、住民の皆さまのご意見等を申し受け、会議での協議事項の参考としてまいりました。

ごみ処理施設は、皆さまの生活に必要な不可欠な施設であるにもかかわらず、未だにごみ処理という一面だけで迷惑施設と考へておられる方々もあり、建設候補地の地元合意形成を図ることは容易ではありません。最新のごみ焼却施設は、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、環境負荷の低減が図られるとともに、安全性にも十分配慮された施設です。また、単にごみを焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを活用する発電施設であり、環境学習にも活用されるなど地域の特性に応じた「地域活性化」への寄与が大きく期待できる施設でもあります。

こうしたことから検討委員会では、皆さまのご協力を得て、次期中間処理施設の整備を進めるため、候補地を広く募集することといたしました。次期中間処理施設の整備は、印西市・白井市・栄町にとって重要かつ喫緊の課題であることをご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 施設整備基本方針

施設整備の基本方針は以下のとおりです。また、具体的な施設の内容は、建設候補地が決定した後に、用地の特性を考慮して計画します。

- (1) 市町の一般廃棄物処理システムを通じた3R推進
廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて廃棄物の地域特性を考慮、また最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境学習・福祉等の向上にも効果がある施設を整備します。
- (2) 地域住民等の理解と協力の確保
情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。また、整備・運営に当たっては、住民参加を重視して行います。
- (3) 長期的な視野に立った廃棄物処理システムの改善
30年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していくことと合わせ、経済性を考慮した廃棄物処理システムを構築します。
- (4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備
ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、高効率な発電や地域特性に応じた熱供給などによる地域還元に取り組みます。
- (5) 災害対策の強化
大規模災害時にも稼働を確保しその役割を継続できる強固な施設とし、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します。
- (6) 廃棄物処理施設整備にかかる工事の入札及び契約の適正化
入札・契約に際し、総合評価方式を導入し、透明性の確保・競争性の向上に努めます。

2 施設整備における重要な事項

- (1) 公害防止に関わること
現印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進施設事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとしします。
- (2) 施設の性能及び役割に関すること
環境負荷の低減等廃棄物の適正処理の確保はもちろん、その循環利用を十分に行える施設とするため地域特性と近隣市等の処理実績を踏まえ、最新技術を導入した施設整備とします。
安全操業と安定稼働が確保される強靱な一般廃棄物処理システムの構築を旨とし、大規模災害時も処理が継続される施設とすると同時に、地区の防災拠点としても機能しうる施設とします。

廃棄物処理だけでなく広く環境に係る情報発信拠点の機能及び環境学習にも効果がある施設とします。

- (3) 事業方式に関わること
建設から運営までを含めて民間事業者に委託する事業方式（PFI、DBO、包括的運営管理委託など）の採用を積極的に検討し、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した効率的かつ経済的な公共サービスの提供を目指します。
- (4) 住民参加に関わること
地域住民にとって親しみのある廃棄物処理施設となるよう、透明性・公平性を確保し、環境汚染への懸念を払拭し、かつ事業主体への信頼を得られるよう、施設整備から運営のすべての段階において住民参加の機会を設け、地域住民とともに計画・管理していきます。

3 整備する施設の概要

- (1) 整備する施設の種類
高効率ごみ発電施設としてのごみ焼却施設及びリサイクルセンターとします。
- (2) 整備する施設規模の見込み

	現中間処理施設 (印西クリーンセンター)	次期中間処理施設
ごみ焼却施設の規模	300t/日	156t/日程度
リサイクルセンターの規模	50t/日	15t/日程度

各施設の規模は、印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が推計した平成40年度における減量目標ごみ量を基に見込んでいますが、実際の整備に当たっては施設整備時の直近の実績処理量を基に最終調整します。ごみ焼却施設は24時間連続運転、リサイクルセンターは1日5時間運転を想定しています。

- (3) 施設概要
ごみ焼却施設
可燃ごみの受け入れ設備、燃焼設備、排ガス処理設備、熱回収設備、排水処理設備、灰出し設備、発電設備、計装設備、通風設備運転制御室等
リサイクルセンター
不燃ごみや粗大ごみの受け入れ設備、破碎・選別処理、貯留設備、運転制御室等
管理プラザ
管理及び環境に関する学習や啓発を行うプラザ
地域活性化へ寄与する地域振興については、建設候補地の決定後に周辺住民の皆さまと協議してまいります。

4 募集要項

(1) 応募条件

土地所有者(個人及び法人等)または、町内会・自治会等の会長が応募できます。

土地所有者が応募する場合、土地が属する町内会・自治会等の同意は必要ありません。なお、土地所有者が複数の場合は、全員の連名により応募してください。

町内会・自治会等の会長が応募する場合、土地所有者全員の同意が得られていることが条件となります。なお、土地が複数の町内会・自治会等にまたがる場合、該当する全ての町内会・自治会等の会長の連名により応募してください。

(2) 用地条件

印西市・白井市・栄町の区域内の土地で、以下の条件に適合していることとします。

2.5ha(25,000㎡)程度の土地が確保できること。ただし、防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性があります。また、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は、除外されます。

洪水浸水地域(市町の洪水ハザードマップにおいて注意喚起がされている地域)に指定されている土地ではないこと。

(土地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外されます)

県立印旛手賀自然公園に指定されている土地ではないこと。

(土地の一部が県立印旛手賀自然公園であっても、除外されます)

活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、アクセス道路(幅員7m以上を想定)の確保が困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地ではないこと。

現在、印西市・白井市・栄町の区域内で活断層は確認されていません。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地ではないこと。

(3) 募集期間

平成26年1月6日~平成26年3月31日

(4) 応募書類

応募申込書(応募の意志をお伝えいただいた時にお渡しします)

候補地位置図

(5) 説明の実施

応募の検討にあたり、説明等の希望がありましたら、ご連絡をいただければ必要な対応をいたします。

(6) その他

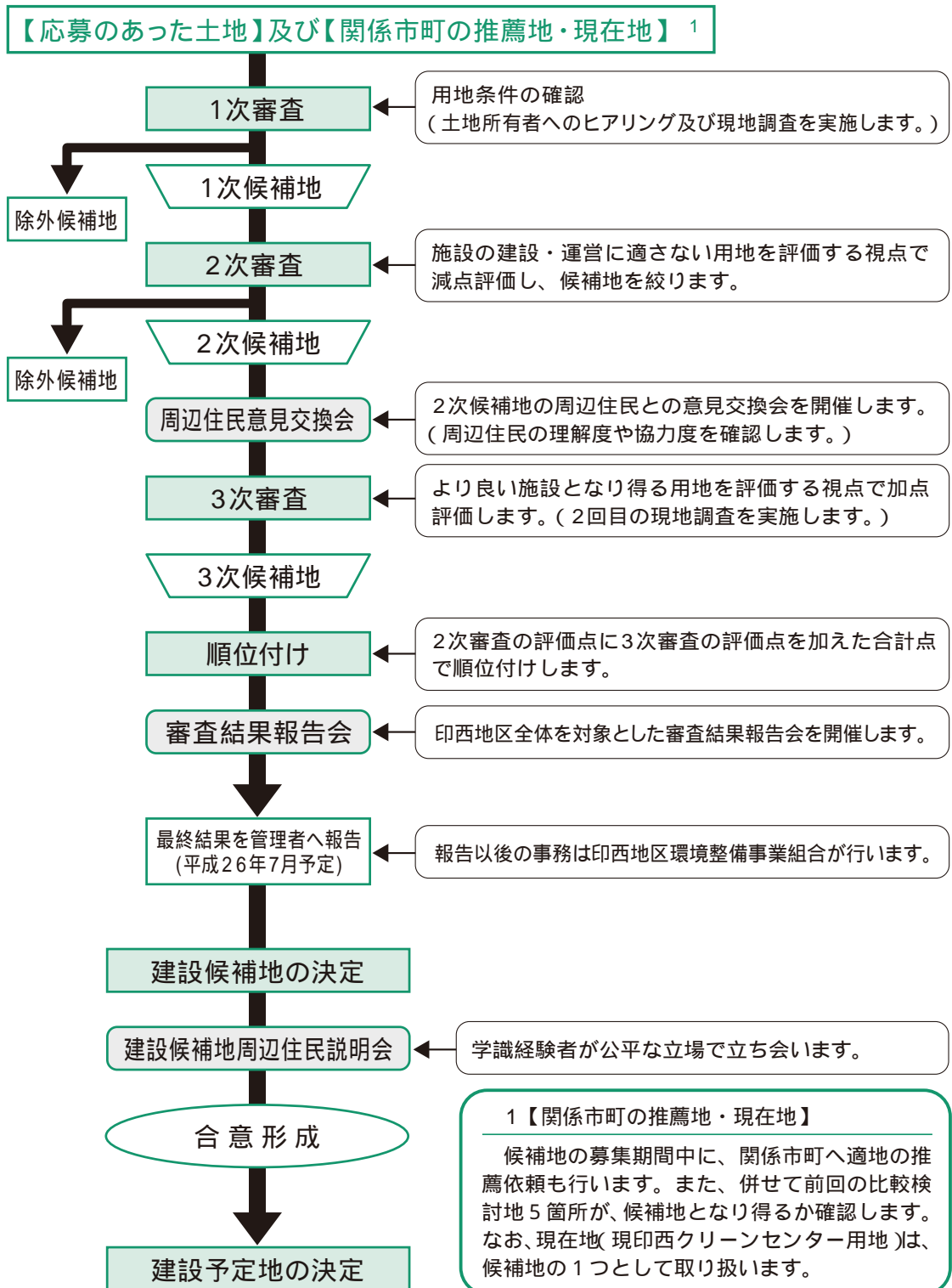
応募された方の住所・氏名等の個人情報、用地検討委員会事務局が印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例(平成17年10月12日条例第5号)に基づき適切に取り扱います。

候補地として比較評価するにあたり、必要に応じて現地の写真撮影、不動産鑑定及びボーリング調査等を行います。また、これらの調査結果は公表します。平成26年4月上旬に、応募された土地が属する町内会・自治会等の会長に、応募があったことをお知らせします。

町内会・自治会等の同意書及び同意の状況を確認できる書類が添付されている場合、後述する3次審査で評価します。なお、当該書類は、応募後であっても3次審査の前であれば提出が可能です。地域活性化への寄与に関するご提案があれば、後述する3次審査で評価します。なお、当該ご提案は、応募後であっても3次審査の前であれば提出が可能です。

5 建設予定地決定までの流れ

「応募のあった土地」に「関係市町の推薦地」と「現在地」を加えた全ての候補地を用地検討委員会の会議(原則として公開会議)で3段階審査し、比較評価・選定します。なお、候補地の場所は1次審査の段階で公表し、以後、各段階で審査結果を公表します。



6 評価・選定基準の概要

評価・選定に用いる基準の概要は以下のとおりです。なお、評価・選定に関する詳細事項は、末尾記載の組合ホームページをご覧ください。

1次審査	用地条件の確認(募集要項(2)で規定する用地条件を確認します。)
	用地条件の全てを満たしている候補地は2次審査に進みます。用地条件のうち及びは、2次審査以降に判明した場合でも除外します。
2次審査	100点から減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)
	生活環境の保全 0~ - 35点 自然環境等の保全 0~ - 25点 法規制 0~ - 25点 地盤の安定性 0~ - 15点 3次審査に進む候補地は検討委員会の会議で決めます。
3次審査	100点までの加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)
	周辺住民の理解度・協力度 0~ 40点 経済性 0~ 30点 地域社会貢献 0~ 30点
順位付け	2次審査の評価点に3次審査の評価点を加えた合計点で順位付けします。

問い合わせ・提出先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1
印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 事務局(技術班内)
(平日9時~17時)

電話: 0476-46-2734
FAX: 0476-47-1765
E-mail: youchi@inkan-jk.or.jp
ホームページ: http://www.inkan-jk.or.jp